≪鳴門市農業委員会 10月総会 議事録≫

開催日時		令和6年10月29日(火) 午後2時					2時						
開催場所		鳴門市徑	设所 2 階	皆 大会詞	養室								
出席委員		1番	粟田	和美	2	2番	石園	順市	;	3番	稻木	伸顕	
		5番	大西	善郎	6	番	小川	佳		7番	海山	貞佳	
		8番	川添	誠司	9)番	小林	幸男	1 ()番	里見	廣治	
		11番	杉本	英昭	1 2	2番	高田	吉敏	1 3	3番	竹村	昇	
		14番	中井	弘	1 8	3番	林	博子	1 9	3番	藤江	厚子	
		20番	向	栄治									
欠歷	常委員	4番 17番	井上濱堀	富夫秀規	1 5	5番	西川	公昭	1 (3番	西川	美鈴	
議	案												
	議案第1号	農地法第	3条の	規定によ	る許可	可申請	につい	て					2件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について									2件				
議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について													
所有権移転								1件					
報	告												
	① 農地法第3条の3第1項の規定による届出について										3件		
	② 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について										1件		
	③ 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について										1件		
④ 農地法第18条第6項の規定による通知について(農業経営基盤強化促進法))	9件			
⑤ 使用貸借解約について										1件			
⑥ 非農地証明願について									1件				
⑦ 地目照会について										1件			

事務局長

それでは定刻がまいりましたので、ただいまから令和6年10月の農業委員会を始めさせていただきます。はじめに、大西会長よりご挨拶をお願いします。

大西会長

<挨 拶>

事務局長

ありがとうございます。

それでは、事務局より委員定数のご報告を申し上げます。

委員定数20名の内、出席委員16名、欠席委員4名であり、過半数に達しておりますので、鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、この会議が成立していることをご報告いたします。

進行につきましては大西会長よりよろしくお願いいたします。

大西会長

議事につきましては着座にて進行させていただきます。

議事に入ります前に、議事録署名人を選任いたします。

議事録署名人は、19番 藤江委員さん、20番 向委員さんにお願いいたします。

それではこれより、議案に基づき議事の進行をしてまいります。

『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請についての審議に入ります。

まず、事務局より申請内容の説明をお願いいたします。

事務局係長

<1. 農地法第3条の規定による許可申請について 2件>

・申請番号1~2について申請内容説明

大西会長

次に、地元委員さんからのご意見をお願いいたします。

申請番号1番について、地元委員さんからのご意見をお願いいたします。

藤江委員

借人は大津町と大麻町で柑橘や桃を栽培する農家です。経営規模を拡大したい意向があり、現在耕作している農地と近い申請地での話がまとまり、本申請に至りました。

取得後は文旦を栽培する予定です。

適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

大西会長

ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。

申請番号1番について採決いたします。 許可することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

大西会長

無いようでございますので、申請番号1番については原案どおり許可といた します。

次に、申請番号2番について、地元委員さんからのご意見をお願いいたします。

事務局係長

地元委員さんから欠席の連絡があり、あらかじめ事務局の方に意見書をいただいておりますので、事務局で代読させていただきます。

譲渡人は高齢となり、農地の管理が難しい状況となっていました。土地の処分について検討していたところ、譲受人との売買の話がまとまり、本申請に至りました。

譲受人は大麻町でカリフラワーやすだちを栽培しています。令和2年にも同じ譲受人から今回の申請地の近くに位置する農地を購入しています。

申請地は、現在は水稲が栽培されており、取得後は水稲とカリフラワーを栽培する予定です。

適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

大西会長

ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。 申請番号2番について採決いたします。 許可することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

大西会長

無いようでございますので、申請番号2番については原案どおり許可といた します。

以上で、『議案第1号』については全てご審議いただきました。

次に、『議案第2号』 農地法第5条の規定による許可申請についての審議に入ります。

事務局より申請内容の説明をお願いいたします。

事務局係長

< 2. 農地法第5条の規定による許可申請について 2件> ・申請番号1~2について申請内容説明

大西会長

次に、地元委員さんからのご意見をお願いします。 申請番号1番について、地元委員さんからのご意見をお願いいたします。

石園委員

2番。譲受人は申請地の隣接地でお寺を営んでいます。譲渡人から駐車場と して寄付を受けることになり、今回の申請となりました。

事業計画では、●●番●について隣接地と境界に既存のコンクリート壁があるため、整地のみ行い、△△番△については既に整地して砕石を敷いて利用しているため、新たな工事は行いません。

排水については雨水のみであり、道路側溝に自然放流する計画です。 ご審議の程、よろしくお願いします。

大西会長

ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。 次に、事務局より農地法の法令の観点からの説明をお願いします。

事務局係長

申請地は、堀江北小学校から北東へ約600mに位置しており、市街化調整 区域内の10ha未満の広がりの無い第2種農地に該当します。

なお、今回の申請にあたり、△△番△について農地法上の手続きが行われず、 すでに整地し砕石を敷いて利用していたことが判明しました。今後このような ことがないよう農地法を遵守する旨の始末書が提出されています。

周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

大西会長

それでは申請番号1番について採決いたします。 許可することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

大西会長

無いようでございますので、申請番号1番については原案どおり許可といた します。

次に、申請番号2番について地元委員さんからのご意見をお願いいたします。

石園委員

2番。申請地は住宅敷地内にある農地です。譲受人は土木建築請負業を営んでいます。敷地内の既存建物である母屋、倉庫等を購入し、自社の研修施設として利用する計画があり、申請地を駐車場として利用するため、今回の申請となりました。

事業計画では、隣接地との境界に既存のコンクリート壁があるため、◇◇番 ◇については整地して砕石を敷くことのみを行い、■■番■についてはすでに アスファルト舗装されていることから、新たな工事は行いません。

排水については雨水のみであり、北側道路沿いにある水路に排水する計画です。

ご審議の程、よろしくお願いします。

大西会長

ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。次に、事務局より農地法の法令の観点からの説明をお願いします。

事務局係長

申請地は、堀江北小学校から北東へ約600mに位置しており、市街化調整 区域内の10ha未満の広がりの無い第2種農地に該当します。

なお、今回の申請にあたり、■■番■について農地法上の手続きが行われず、アスファルト舗装され住宅敷地への通路として利用していたことが判明しました。今後このようなことがないよう農地法を遵守する旨の始末書が提出されています。

資金計画も妥当であり、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業 計画については適当と認められます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

大西会長

それでは申請番号2番について採決いたします。 許可することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

大西会長

無いようでございますので、申請番号2番については原案どおり許可といたします。

以上で『議案第2号』については全てご審議いただきました。

大西会長

次に、『議案第3号』農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画 についての審議に入ります。

この案件について、事務局より説明を求めます。

事務局係長

<3. 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について> 所有権移転 1 件

大西会長

ただいまの説明について質問・ご意見がございましたらお願いいたします。

質問・ご意見等は無いようですので、採決いたします。

『議案第3号』について、ただいまの説明のとおり承認することにご異議ご ざいませんか。

委員一同

<異議なし>

大西会長

それでは、『議案第3号』については原案どおり承認といたします。

次に、『議案第4号』報告事項に入ります。

報告事項については、事務局より一括して説明を求めます。

事務局係長	/ C	報告事項	17件>
事.於 同145 日	< h	<u> </u>	1 / 144 >

① 農地法第3条の3第1項の規定による届出について	3件
② 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	1 件
③ 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	1件
④ 農地法第18条第6項の規定による通知について	
(農業経営基盤強化促進法)	9件
⑤ 使用貸借解約について	1件
⑥ 非農地証明願について	1件
⑦ 地目照会について	1件

大西会長

ただいま、事務局より説明のありました報告事項について、ご質問ございませんか。

無いようでございますので、『議案第4号』報告事項については、原案どおり 承認といたします。

以上で、本日の議案については全てご審議いただきました。その他、何かございませんか。

無いようでございますので、これをもちまして令和6年10月の総会を終了いたします。ありがとうございました。

閉会 午後2時24分 令和6年10月29日

会 長 大西 善郎

議事録署名者 藤江 厚子

議事録署名者 向 栄治